

【個人】変更の届出等に係る必要書類一覧

	商号又は名称	（法定代理人） 役員		主たる営業所又は事務所		従たる営業所又は事務所				氏名（注1）				備考	
		就任	退任	名称	所在地	新設	廃止	名称	所在地	代表者	（法人） 法定代理人	（法人） の代理人	（個人） 代理人		
変更届出書（第一面～第五面） 【規則第十一条 別記様式第九号】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第二面～第五面のうち、変更のない書類は省略可	
登録申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書		○										○	○	本籍地の市区町村が発行する身分証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） ※写しによる提出可	
登録申請者の略歴を記載した書面 【規則第七条 別記様式第二号】		○										○	○		
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書		○	○									○	○	本店所在地の法務局（登記所）が発行する法人の履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの） ※写しによる提出可	
法第六条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面【規則第七条 別記様式第八号】		○										○	○	○	法定代理人（法人）の役員の場合は「法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面」を提出
業務管理者の配置状況 【規則第七条 別記様式第五号】					○	○	○		○					・登録証明事業実施機関が発行する証明書を添付（※）または、 ・宅地建物取引士証の写し及び指定講習機関が発行する指定講習修了証を添付 ※令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格し、令和4年6月までに登録した賃貸不動産経営管理士においては、賃貸不動産経営管理士証及び移行講習機関が発行する移行講習修了証を添付	
本人確認書類										○				戸籍謄(抄)本（発行日から3ヶ月以内のもの） ※写しによる提出可	
返信用封筒	○													登録通知書の発行を希望する者は、所管の地方整備局等へA4サイズの返信用封筒に宛先を記載の上120円分の切手を貼付し郵送	

- (1) 郵送にて申請を行う場合に提出する部数は、正本1部をご提出ください。
 - (2) 登録の変更があったときは、その日から30日以内に提出する必要があります。
 - (3) 登録の変更のために、その他書類を必要に応じて求める場合があります。
 - (4) 変更の届出をする者は、法第6条第1項に該当する事由の有無の審査のため、変更の届出のために提出した書類に記載の個人情報が警察当局に提供されることに同意の上、書類をご提出ください。
- (注1) 法定代理人（法人）の役員の氏名が変更される場合において、変更後の氏名で商業登記簿に記載されていない場合は、変更届出そのものを行う必要はありません。